株主各位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社ライフフーズ

代表取締役社長 大 平 毅

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいま すようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日(水曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

2. 場 所 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 SRビル江坂5階

JEC日本研修センター 5A-2会議室

3. 目 的 事 項

報告事項 第31期 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が 生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレ スhttp://ir.meshiya.co.jp)に掲載させていただきますのでご了承ください。

事 業 報 告

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策を背景に株式相場が堅調に推移するなど一部に明るい兆しがみられたものの、海外経済の下振れリスクや長期的な個人消費の停滞感がみられた結果、先行き不透明な状況で推移しました。

外食産業におきましては、値下げや、低価格メニューを投入する動きがある一方でより良い高価格メニューを投入する二極化が進んでおります。また、原材料価格及び 人材不足による採用費、人件費の高騰など厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、一汁三菜をコンセプトに、旬の素材を使った高品質とおいしさにこだわった低価格定食屋業態「街かど屋」を事業の柱として店舗展開を行っております。並行して、カフェテリア業態「ザめしや」等の既存店舗の強化と、店舗開発及び不採算店舗の撤退を進めております。

また、メニュー開発に注力し業態ごとに季節に応じた期間限定メニューを導入しております。「ザめしや」では釜揚げしらすの明太子ご飯等の季節御飯及び鶏塩ちゃんこ鍋等の鍋メニューの販売、「街かど屋」では天ぷら定食や天井等の天ぷらメニューの販売を開始いたしました。「めしや食堂」では牛どて風カレー等の月替わりカレーや、牛ごぼうご飯等の季節御飯の販売、「讃岐製麺」ではあったかうどんフェアを実施し、湯葉の玉子あんかけうどん等を販売いたしました。その他、販売促進活動として携帯クーポンの配信や、新聞の折込広告等によるお食事割引券の配布など、お客様に満足していただけるよう消費者ニーズに対応した企業価値の向上に努めております。

当事業年度の店舗展開につきましては、新規出店が2店舗、閉店が4店舗となった結果、期末店舗数は122店舗となりました。当第2四半期累計期間までの業績は順調に推移しておりましたが、店舗数が減少したことや、労務環境の整備のため人件費が増加したことで売上高や利益は前年同期を下回りました。

以上の結果、売上高は12,959,265千円(前年同期比 0.5%減)、営業利益は394,387 千円(前年同期比 4.0%減)、経常利益は451,887千円(前年同期比 3.7%減)、当期 純利益は204,894千円(前年同期比 17.8%減)となりました。

業態別の売上状況 (単位:千円)

業			期		第30期	1 日から		第31期 成28年3月 成29年2月2	1日から	
	167				金	額	構 成 比	金	額	構成比
							%			%
ザ	め		L	P	5	5, 785, 423	44. 4		5, 712, 064	44. 1
街カ	, ど屋	(ザ	めしょ	₹24)	4	, 194, 497	32. 2		4, 404, 514	34.0
讃	岐		製	麺	1	, 671, 699	12.8		1, 498, 007	11.6
め	L	Þ	食	堂	1	, 314, 597	10. 1		1, 287, 747	9.9
そ		0)		他		62, 982	0.5		56, 930	0.4
合				計	13	, 029, 200	100.0	1	2, 959, 265	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

設備投資資金として金融機関から2億2千万円調達いたしました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました新規出店及び改装店舗等に対する設備投資の総額は252,112千円であります。

(4) 財産及び指益の状況の推移

	口	次	第28期	第29期	第30期	第31期
	決 算	年 月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売	上	高 (千円)	12, 350, 874	12, 610, 218	13, 029, 200	12, 959, 265
経	常利	益 (千円)	398, 244	426, 946	469, 441	451, 887
当	期純	利 益(千円)	95, 322	169, 140	249, 187	204, 894
1 株	当たり当	i期純利益(円)	5. 62	10.61	16. 29	13. 39
総	資 産	額 (千円)	6, 205, 922	6, 641, 932	6, 469, 226	6, 693, 019
純	資 産	額(千円)	3, 471, 474	3, 640, 333	3, 865, 789	4, 029, 939

- (注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
- (注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
- (注)3. 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ.株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

原材料価格の高騰や深刻化する人材不足による人件費が高騰するなど、当社を取り 巻く経営環境は厳しい状況が続いております。このような状況の中、引き続き低価格 定食屋業態「街かど屋」の新規出店に力を入れ、既存業態の進化と規模の拡大を考え ております。また、店舗運営力強化のための人材育成が重要な課題と認識しており、 既存社員を対象とした店舗での研修を実施しております。その他、やりがいのある企 業風土作りと、組織力の活性化、パートナー社員の戦力化及び幅広い顧客層にこたえ るバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題 といたします。そして、より多くのお客様にお越しいただき、定着していただけるよ うな魅力のある店舗作りを心がけます。

各業態「Q・S・C」(クオリティ・サービス・クレンリネス)レベルのさらなる 向上を課題として、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、既存店の改装や 新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各 位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ザめしや」、「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋(ザめしや24)」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良)、中部地区(愛知、三重、岐阜)、中国地区(岡山)の 2 府 7 県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

本社		大阪府吹田市
サポートセンター	_	大阪府高槻市
大阪府	41店	大阪市東住吉区他
兵庫県	14店	兵庫県姫路市他
京都府	7店	京都市南区他
滋賀県	1店	滋賀県大津市
奈良県	3店	奈良県橿原市他
愛知県	50店	名古屋市中区他
三重県	2店	三重県津市他
岐阜県	2店	岐阜県大垣市他
岡山県	2店	岡山市北区他

(8) 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	才	年
男	242	6	38. 02	14. 02
女	7	1	37. 10	10. 11
合計または平均	249	7	38. 02	14. 01

⁽注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、1,516 名(8時間換算)であります。

(9) 主要な借入先の状況

信	t I	入	先		借	入 残	高	
株 式	会 社	紀 陽	銀	行			159, 682	千円
大阪府	信用農業	協同組合)連 合	会			150,000	
株 式	会 社	南 都	銀	行			61, 590	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 普通株式 24,000,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 18,302,000株

③ 当事業年度末の株主数 1,841名

④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ライフスポーツ財団	3,000,000 株	18. 41 %
清久商事株式会社	2, 714, 000	16. 65
清 水 三 夫	2, 046, 000	12. 55
ライフフーズ従業員持株会	1, 925, 000	11.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託Eロ)	1, 000, 000	6. 14
ケイ低温フーズ株式会社	300, 000	1.84
株 式 会 社 昭 和	300,000	1.84
麒麟麦酒株式会社	250, 000	1.53
株式会社紀陽銀行	200, 000	1. 23
株 式 会 社 神 明	200, 000	1. 23
清 水 京 子	200, 000	1. 23
清 水 周 一	200, 000	1. 23

- (注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。
- (注)2. 自己株式については上位10位に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式(2,004,284株)を控除して計算しております。
- (注)3. 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、平成24年10月22日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Eロ) (以下「信託Eロ」といいます。)が当社取締役相談役清水三夫より、当社株式1,000,000株を取得しております。なお、平成29年2月28日現在において信託Eロが当社株式1,000,000株を所有しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 平 毅	執行役員営業本部長兼FF 事業部長
常 務 取 締 役	松本邦泰	執行役員管理本部長兼開発 建設部長兼業態開発部長
取 締 役 相 談 役	清水三夫	
取 締 役 副 会 長	吉 岡 利 行	
常 勤 監 査 役	小 西 武	
監 査 役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コ ンサルティング/税理士
監 査 役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務 所/弁護士 神戸大学大学院法学研究科 /客員教授

- (注)1. 監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注)2. 監査役 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)3. 監査役 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
- (注)4. 当社は、監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。
- (注)5. 平成28年5月26日開催の定時株主総会において吉岡利行氏は新たに取締役副会長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	4名	48,588千円	株主総会決議(平成9年2月24日)による報酬限度額 年額300,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,744千円 (3,600千円)	株主総会決議(平成9年2月24日)による報酬限度額 年額50,000千円以内
1	7名	64,332千円	

(注) 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役4名に対し4,823千円、監査役1名に対し1,200千円(社外監査役2名に対しては計上しておりません。)の合計6,023千円を費用処理しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名			氏名 兼職先法人等			
監査役	柴	田		昇	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング	税理士	
監査役	E.	澤	哲	иh	弁護士法人大江橋法律事務所	弁護士	
血直仅	長	庠	召	也	神戸大学大学院法学研究科	客員教授	

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	柴 田 昇	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
監査役	長 澤 哲 也	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

会社法改正及び東京証券取引所上場規程改正により、社外取締役を置くことが推奨されておりますが、当社は社外取締役を置いておりません。

当社では、従来から正確かつ効率的な財務報告を実現すべく、主に税理士または弁護士として専門的知識を有する社外監査役を人選し、その高い見識をもって経営監視をしていただいております。

社外取締役の人選が強く推奨されているなか、当社でもその方針に沿うべく検討を進めておりますが、現時点において当社の事業規模や業務内容を鑑みて、適切な社外取締役候補者を見いだした上で直ちに人選をすることは困難を極め、大幅な経営体制の変革への決定には至っておりません。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16,100千円

- ②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,100千円
- (注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に 疑うべき事情が判明した場合には解任または不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

- 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
 - ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
 - ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。
- 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。
- 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該 リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
 - ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請 規程によって職務執行手続等を明確化しております。
- 5、監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項
 - その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する事項
 - ① 監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
- ③ 内部規定において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
- 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する 体制

取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査 役に報告いたします。

- 7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない ことを確保するための体制
 - ① 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査役に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利な取り扱いの禁止を明記しております。
- 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役がその職務の執行について、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求 をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該 監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または 債務を処理します。
 - ② 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問と することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を 除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし改善を進め、定期的に取締役及び監査役に報告するとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会ではコンプライアンス体制の運用強化と問題の解決に努めております。

また、コンプライアンスに対する意識向上を図るため当社は「行動基準」を定め社内グループウェアで公開するとともに役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。内部通報制度として当社人総部及び社外監査役を窓口とするコンプライアンス相談窓口を設けており、内部監査室は内部監査計画に基づいた内部監査を実施しリスク情報の早期発見と対応に努めております。

貸 借 対 照 表

(平成29年2月28日現在)

(単位:千円)

					II .				. 1 [7]
科		1	金	額	科		目	金	額
動 現売商原前繰 資 金 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	産産及掛 び費 3 の び サ 以税 の の び サ ひ 費 3 分 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	預 金 金 品 品 用	3, 4 ² [16	28, 868 45, 492 10, 071 285 50, 405 56, 634 85, 838 41, 778 28, 361	流動 買 卡 未 未	掛 N返済予定 払 払 払 払 払 払 減 引	部	104 369 429 104 79 14	, 858 , 778 , 731 , 330 , 640 , 074 , 255 , 226 , 298 , 520
固定 資 有形 建 横工土建	主資産 築 器具及び	地	1, 4 (1, 23	64, 151 07, 134 39, 585 77, 460 39, 320 228 540	役員 転 5	損失	労引当金	197 417 86 2	, 221 , 994 , 156 , 533 , 331 , 922 , 607 676
無形固 類 ソフ電話 そ	トウ:		(05 , 314 58, 635 25, 563 11, 114	負	債 f t資産の	会 計	2, 663 4, 029	, 080
長 期 差 入	資 賃 賃 賃 賃 賃 賃 賃 賃 賃 長 払 5 税 金 3	権費E	2 90	51, 702 6, 143 79, 260 510 21, 963 04, 841 39, 494 △510	資本 資資資 利利 利 利 別	本剰本剰益他途利 強利	金 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	1, 838 1, 537 1, 537 810 12 798 146	, 526 , 526 , 526 , 000 , 000 , 000 , 000 , 000
資 産	合	計	6, 69	93, 019		餐 産 及び純資	合 計 了確合計	4, 029 6, 693	
		•••	1 '	•				1	·

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

	科			目			金	(単位:〒内) 額
売		上		高				12, 959, 265
売	上		原	価				4, 157, 306
売	上	総	利	益				8, 801, 958
販	売 費 及	びー	般 管	理 費				8, 407, 571
営	業		利	益				394, 387
営	業	外	収	益				
	受		取	利		息	4, 252	
	受		取	家		賃	169, 742	
	そ			\mathcal{O}		他	52, 206	226, 201
営	業	外	費	用				
	支		払	利		息	4, 227	
	賃	貸	収	入	原	価	162, 630	
	そ			の		他	1, 843	168, 701
経	常		利	益				451, 887
特	別		利	益				
	固	定	資	産 売	却	益	300	300
特	別		損	失				
	固	定	資	産 除	却	損	9, 316	
	減		損	損		失	42, 005	
	店	舗	閉	鎖	損	失	2, 687	54, 009
税		当期		利益				398, 178
	人税、住						167, 337	
法	人 税	等		整額			25, 947	193, 284
当	期	純	利	益				204, 894

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

(単位:千円)

													(122		
			株		主		資			本					
	>he-	-	^		資		本	3	剰		余		金		
	資	本	金	資	本	準	備	金	資	本	剰	余	金	合	計
当 期 首 残 高		1, 8	338, 526				1, 537, 5	26					1,	537,	526
事業年度中の変動額															
剰 余 金 の 配 当															
当 期 純 利 益															
事業年度中の変動額合計			_					-							_
当 期 末 残 高		1, 8	338, 526				1, 537, 5	26					1,	537,	526

(単位:千円)

																					111.	,	
									株			主		資			本						
					1	ξIJ		益		剰		余		金									
				2511		床		その	他利	益乗	余金		4 11	益	剰	自	己	株	式	株			主
				利準		金金	別		途	繰	越利	益	利余	金合	刑計	Н		171	17	資	本	合	計
				4	ин з	HZ.	積	立	金	剰	余	金	ź	쬬 ㅁ	рі								
当 期	首	残	高		12, 0	00		146,	000		487,	850		645	, 850		Δ	156,	114		3, 8	65,	789
事 業 年	度中の	変動	額																				
剰 余	金 の	配	当								△40,	744		△40	, 744						Δ	40,	744
当 期	純	利	益								204,	894		204	, 894						2	04,	894
事業年度	中の変	動額合	計		_	-]			_		164,	149		164	, 149						1	64,	149
当 期	末	残	高		12, 0	00		146,	000		652,	000		810	,000		Δ	156,	114		4, 0	29,	939

(単位:千円)

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3, 865, 789
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△40, 744
当 期 純 利 益	204, 894
事業年度中の変動額合計	164, 149
当 期 末 残 高	4, 029, 939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 (最短) 6年~ (最長) 45年 工具、器具及び備品 (最短) 2年~ (最長) 20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 転貸損失引当金

店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額

3,924,536千円

3 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(42,005千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物34,552千円、構築物3,400千円、工具、器具及び備品3,218千円、長期前払費用833千円であります。

- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数 普通株式 18,302,000株
 - (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 3,004,284株
 - (注) 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議しました。この導入に伴い平成24年10月22日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」といいます。)が当社取締役相談役清水三夫より、当社株式1,000,000株を取得しております。なお、平成29年2月28日現在において信託E口が所有する当社株式1,000,000株を自己株式数に含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	40, 744	2. 50	平成28年2月29日	平成28年5月27日

- (注)1. 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口) に対する配当金を含んでおります。
- (注)2. 1株当たり配当額2円50銭には、創業30周年記念配当50銭を含んでおります。
 - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	40, 744	2. 50	平成29年2月28日	平成29年5月26日

- (注)1. 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口) に対する配当金を含んでおります。
- (注)2. 1株当たり配当額2円50銭には、東京証券取引所JASDAQ市場上場10周年記念配当50銭を含んでおります。

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

从是比亚 员生	
未払事業税	13,607千円
賞与引当金	36,208千円
退職給付引当金	127,808千円
役員退職慰労引当金	26,400千円
減損損失	104,316千円
資産除去債務	24,467千円
未払法定福利費等	29,331千円
その他	20,333千円
繰延税金資産小計	382,473千円
評価性引当額	△49,489千円
繰延税金資産合計	332,984千円
繰延税金負債	
建設協力金	6,276千円
その他	1,376千円
繰延税金負債合計	7,652千円
繰延税金資産の純額	325, 332千円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立しました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.22%から30.81%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.22%から30.58%にそれぞれ変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は16,324千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である未収入金、差入保証金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。営業債務である買掛金、未払金は原則として2ヶ月以内の支払期日となっており、財経部が管理する体制をとっております。

長期借入金(原則として7年以内)は主に設備投資に係る資金調達であります。 金利変動リスクを回避するため、その多くは固定金利を選択しております。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

長期預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、 財経部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理して おります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等は、合理的に算定された価額であります。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位:千円)

			(十12 · 111)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3, 445, 492	3, 445, 492	
(2)未収入金	141, 778	141, 778	
(3)長期貸付金 (*)	91, 163	93, 096	1, 932
(4)差入保証金	904, 841	899, 700	△5, 141
資産計	4, 583, 275	4, 580, 067	△3, 208
(1)買掛金	351, 778	351, 778	
(2)未払金	259, 757	259, 757	
(3)未払法人税等	104, 074	104, 074	
(4)未払消費税等	79, 255	79, 255	
(5)長期借入金 (*)	377, 725	377, 984	258
(6)長期未払金 (*)	306, 729	307, 642	913
(7)長期預り保証金	95, 607	95, 568	△38
負債計	1, 574, 928	1, 576, 061	1, 132

- (*) 1年内回収予定長期貸付金(貸借対照表上は、流動資産「その他」に11,902千円が含まれております)、1年内返済予定長期借入金、1年内返済予定長期未払金(貸借対照表上は、流動負債「未払金」に109,572千円が含まれております)は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。
- (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期貸付金、(4)差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

<u>負</u>債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(7)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて算定しております。

- 8 賃貸等不動産に関する注記 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
- 9 関連当事者との取引に関する注記 該当事項はありません。
- 10 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

263円43銭

(2) 1株当たり当期純利益

13円39銭

- (注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する自己株式数1,000,000株を控除し算定しております。
- 11 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月10日

株式会社ライフフーズ

取締役会御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任 社 員 公認会計士 川 合 弘 泰 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任

社員 公認会計士 井上嘉之 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること が含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及でその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて財財を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されているあにの部へのといて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしま した。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月17日

株式会社ライフフーズ 監査役会 常勤監査役 小 西 武 ⑩

社外監査役 柴田 昇 ⑩

社外監査役 長 澤 哲 也 即

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度末の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な課題のひとつと考え、配当につきましては、安定配当の継続を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保等を勘案いたしまして決定する方針としております。

また、当社は平成28年12月14日をもちまして東京証券取引所JASDAQ市場上場10周年を迎えることとなります。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し、当事業年度の期末配当につきまして、これまでの方針に東京証券取引所JASDAQ市場上場10周年記念配当を加え次のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき、普通配当2円に記念配当50銭を加えた金2円50銭 総額40,744,290円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年5月26日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

東京証券取引所JASDAQ市場に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することを平成29年4月17日開催の取締役会において決議いたしました。

そこで、単元株式数の変更後においても、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を実施するものであります。

- 2. 株式併合の内容
 - (1) 株式併合する株式の種類 普通株式
 - (2) 株式併合の割合

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、その割合に応じて分配いたします。

- (3) 株式の併合がその効力を生ずる日(効力発生日) 平成29年9月1日
- (4) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数 4,800,000株

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年9月1日をもって、当社 定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,000,000	第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,800,000
株とする。	株とする。
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、辞任により取締役を退任される清水三夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名		略	歴
	平成7年12月	当社代表取締役社長	
	平成15年12月	当社代表取締役会長	
	平成19年3月	当社取締役相談役	
清水 三夫	平成19年5月	当社代表取締役会長	
	平成22年1月	当社代表取締役会長兼社長	
	平成25年5月	当社代表取締役会長	
	平成26年7月	当社取締役相談役 (現任)	

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役柴田 昇氏が任期満了となりますので、監査役

1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	,		
氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
	昭和63年9月	株式会社大阪真和ビジコン入社	2,000株
	平成4年2月	同社取締役	
than B	平成6年12月	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング	
柴田 昇		設立 代表取締役	
(昭和39年8月7日)		税理士柴田会計事務所設立 所長	
	平成13年5月	当社監査役	
	平成17年8月	当社監査役(現任)	

- (注)1. 柴田 昇氏は社外監査役候補者であります。
- (注)2. 当社は、柴田 昇氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、 当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (注)3. 社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断 しました理由については、同候補者の有する税理士としての税務に関する豊富な経験と幅広い見識を当社 の監査機能の強化に活かしていただくためであります。
- (注)4. 社外監査役候補者の柴田 昇氏は現に当社の監査役であり、その就任してからの期間は平成17年8月から 11年9ヶ月間であります。
- (注)5. 社外監査役との責任限定契約については、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏との間で当該契約を継続する予定です。
- (注)6. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

メ	モ	欄

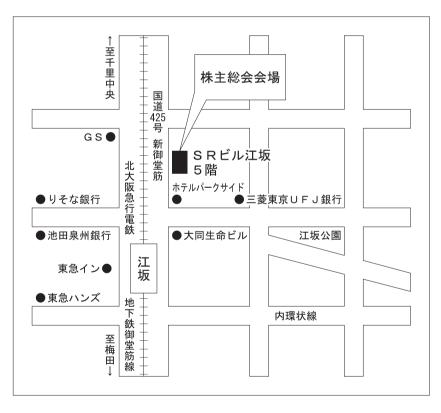
メ	モ	欄

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 SRビル江坂5階 JEC日本研修センター 5A-2会議室

電話 06-6338-8331 (代表)

交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車1番出口徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)